

議案第129号

平尾霊園等に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する平尾霊園等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

平尾霊園等に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
平尾霊園，三日月山霊園，西部霊園及び鴻巣山緑地
- 2 指定管理者に指定する者
福岡市城南区梅林四丁目11番12号
株式会社 福岡植木
- 3 指定する期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで